

提出書類一覧【新規指定申請用】
(指定相当通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)・通所型サービスA用)

新規指定申請に必要な書類は、「指定申請書」(厚生労働大臣が定める様式(別紙様式第三号(四)))及び下表の「添付書類」です。
 添付書類は申請するサービスによって異なります。○印のついている書類を提出してください。

添付書類				介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	
番号	添付書類	様式等	備考			
国の定める添付書類	1	指定等に係る記載事項添付書類・チェックリスト	付表第三号(二)		○	○
	2	申請者の登記事項証明書又は条例等	原本	・同じ事業者が、同時に複数の事業所(施設)の指定申請を行う場合(例えば、A法人が、指定相当通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)と通所型サービスAの2つの事業所を共に4月1日指定で申請している場合)、1つの事業所(施設)の指定申請書類に登記事項証明書の原本を添付してしければ、他の事業所(施設)の指定申請書類にはその写しを添付して差支ありません。その場合、当該写しに「原本は、指定相当通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)の添付」と記載するなど、原本の添付先を明記してください。 ・「条例」の場合は、公報等、当該条例の本文が分かるものの写しを提出してください。	○	○
	3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	・「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、指定予定日の属する月のものを作成してください。 ・職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は勤務割表等の任意様式で代替可能です。	○	○
	4	平面図	標準様式2	任意様式も可能です。	○	○
	5	事業を行う区画の求積図	標準様式2	任意様式も可能です。当該事業を行う設備基準上の専用区画(事務室、食堂、機能訓練室、静養室、浴室、相談室、会議室等)の面積が分かる図面を提出してください。上記「平面図」と併せて当該求積図を併せて1枚の図面で提出しても差し支えありません。	○	-
	6	設備等一覧表	標準様式3	設備基準上、適合すべき項目の状況について記載してください。	○	○
	7	運営規程			○	○
	8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式4		○	○
	9	誓約書	標準様式5		○	○
市独自の添付書類	10	従業者の資格を証する書類の写し	原本の写し	資格を証する具体的な提出書類については、下記をご覧ください。 【指定相当通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)】 ■生活相談員…社会福祉士登録証、社会福祉主事任用資格を証する書類又は精神保健福祉士登録証。その他前述の者と同等以上の能力を有すると認められる者の資格を有する書類(平成29年3月1日付け高福第4328号-3新発田市高齢福祉課長通知「地域密着型通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について」(2)参照) ■看護職員…看護師免許証又は准看護師免許証 ■機能訓練指導員…理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、看護師免許証、准看護師免許証、柔道整復師免許証(免許証明書)又はあん摩マッサージ指圧師免許証	○	-
	11	サービス利用に係る契約書及び重要事項説明書	原本	○ 次の内容を記載してください。 運営規程の概要・従業者の勤務体制・秘密の保持・事故発生時の対応・苦情処理の体制(市町村や国保連の連絡先も入れる)	○	-
体制等に関する届出書類	12	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	別紙50		○	-
	13	体制等状況一覧表	別紙1-4	算定する加算に応じて、別紙「体制届添付書類一覧」に記載する添付書類を添付してください。	○	-

提出書類一覧【新規指定申請用】
(指定相当訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)・訪問型サービスA用)

新規指定申請に必要な書類は、「指定申請書」(厚生労働大臣が定める様式(別紙様式第三号(四)))及び下表の「添付書類」です。

注:申請はサービス毎に行うため、指定相当訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)と訪問型サービスAを同時に申請する場合であっても、「指定申請書」「添付書類」は、それぞれ作成してください。

添付書類				
	番号	添付書類	様式等	備考
国の定める添付書類	1	指定等に係る記載事項添付書類・チェックリスト	付表第三号(一)	
	2	申請者の登記事項証明書又は条例等	原本	・同じ事業者が、同時に複数の事業所(施設)の指定申請を行う場合(例えば、A法人が、指定相当訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)と訪問型サービスAの2つの事業所を共に4月1日指定で申請している場合)、1つの事業所(施設)の指定申請書類に記載事項証明書の原本を添付すれば、他の事業所(施設)の指定申請書類にはその写しを添付して差し支えありません。その場合、当該写しに「原本は、指定相当訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)に添付」と記載するなど、原本の添付先を明記してください。 ・「条例」の場合は、公報等、当該条例の本文が分かるものの写しを提出してください。
	3	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	・「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、指定予定日の属する月のものを作成してください。 ・職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は勤務割表等の任意様式で代替可能です。
	4	サービス提供責任者(訪問事業責任者)経歴	参考様式例1	・次の各資格等要件に応じ、それぞれ右の書類をもって経歴書とみなすことから、右の書類を添付した場合は、改めて「サービス提供責任者(訪問事業責任者)経歴書」を作成・提出する必要はありません。 【サービス提供責任者(訪問事業責任者)資格要件】…【経歴書とみなす書類】 ・介護福祉士……………介護福祉士登録証の写し ・介護職員実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修1級課程修了者 …当該研修の修了証の写し
	5	平面図	標準様式2	任意様式も可能です。
	6	運営規程		
	7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式4	
	8	誓約書	標準様式5	
市独自の添付書類	9	従業者の資格を証する書類の写し	原本の写し	資格を証する具体的な提出書類については、①②のとおりです。 ①訪問介護員(指定相当訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)の場合) 介護福祉士登録証、介護職員基礎研修課程修了証、訪問介護員養成研修1級課程修了証(又は家庭奉仕員講習会修了証※1)、訪問介護員養成研修2級課程修了証又は介護職員初任者研修修了証 (※1)「家庭奉仕員講習会修了証」を有する者は、「訪問介護員養成研修1級課程修了者」とみなす ②訪問介護員(訪問型サービスAの場合) 上記①の書類、「一定の研修受講者」であることを証する研修修了証(※2) (※2)「一定の研修」については詳しくは、市通知(「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)における一定の研修について」ホームページ掲載)でご確認ください。
	10	サービス利用に係る契約書及び重要事項説明書	原本	○ 次の内容を記載してください。 運営規程の概要・従業者の勤務体制・秘密の保持・事故発生時の対応・苦情処理の体制(市町村や国保連の連絡先も入れる)
開体す制等届に	11	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	別紙50	
	12	体制等状況一覧表	別紙1-4	算定する加算に応じて、別紙「体制届添付書類一覧」に記載する添付書類を添付してください。